

官報號外 昭和十六年二月二十三日

○第七十六回 衆議院議事速記録第十七號

昭和十六年二月二十二日(土曜日)

午後一時十分開議

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サル モ參照ノ爲

茲ニ掲載ス)

一昨二十一日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係

ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨ

リ通牒ヲ受領セリ

國家總動員法中改正法律案

昭和十二年法律第九十二號中改正法律案

(輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル

件)

衆議院議員ノ任期延長ニ關スル法律案

府縣會議員、市町村會議員等ノ任期延長

ニ關スル法律案

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

官幣大社伊弉諾神社ヲ神宮ニ改稱ニ關ス

ル建議案

提出者

立川 平君

中部千島開發ニ關スル建議案

提出者

山本 厚三君

青山 憲三君

東條 貞君

(以上二月二十日提出)

國策會社ノ整理ニ關スル建議案

委員

辭任岡田喜久治君

補闕愛野時一郎君

一昨二十一日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル

員長高見之通君

津雲 國利君 青木 精一君

(以上二月二十一日提出)

第三部選出豫算委員

北 吏吉君

第五部選出請願委員

阿部 茂夫君

第六部選出請願委員

加藤 錠造君

第八部選出豫算委員

前田房之助君

歸還將兵ノ待遇ニ關スル質問主意書左ノ

如シ

一議員ヨリ提出セラレタル質問主意書左ノ
提出者 山道 裏一君

(以上二月二十日提出)

第二部選出

豫算委員 西方 利馬君(泉國三郎君)

(補闕)

一昨二十一日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ

如シ

第三部選出豫算委員

河合 義一君(淺沼稻次郎)

第四部選出

決算委員

君補闕

一去二十日特別委員理事補闕選舉ノ結果左ノ

如シ

第五部選出

辭任工藤十三雄君

補闕井阪 豊光君

民法中改正法律案(政府提出、貴族院送

付)外二件委員

辭任松井 郡治君

補闕手代木隆吉君

木材統制法律案(政府提出)委員

辭任工藤十三雄君

補闕井阪 豊光君

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

委員

辭任松井 郡治君

補闕手代木隆吉君

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

委員

辭任松井 郡治君

補闕手代木隆吉君

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

委員

辭任松井 郡治君

補闇手代木隆吉君

昭和十二年法律第九十號中改正法律案

(米穀ノ應急措置ニ關スル件)(政府提出)

委員

辭任松井 郡治君

第一 陸軍軍法會議法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第二 海軍軍法會議法中改正法律案
(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)
第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

一陸軍軍法會議法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十一日 委員長 高見 之通

衆議院議長 小山松壽殿 報告書

一海軍軍法會議法中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十一日 委員長 高見 之通

衆議院議長 小山松壽殿 報告書

○高見之通君 只今議題トナリマシタ陸軍
及ビ海軍ノ軍法會議法中改正法律案特別委
員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告申上ダマス

本法律案ノ要旨ヲ申上ダマスト、陸海軍
共通ノ點ハ、第一ハ、事變後軍務變劇等ノ
事情カラ致シマシテ、裁判官タル判士ノ召

集ガ非常ニ困難トナリマシタノデ、高等軍
法會議以外ノ常設軍法會議ニ於キマシテハ、
戰時事變ノ際ニ限ソテ判士二名ヲ減ジ得ル
コトト致スコト

長ハ、陸軍ニ於テハ部下ノ兵科將校、海軍
ニ於テハ各部將校、海軍ニ於テハ將校相當
メテ居ツタノデアリマス、ソレヲ今回陸軍
官ニモ、其ノ職務ヲ委ネ得ルコトト致スコ
ト

○議長(小山松壽君) 兩案ノ第一讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

アリマシタガ、其ノ詳細ハ速記録ニ依ツテ
御承知ヲ願ヒマス、而シテ討議ニ入り、北
朝委員ノ動議ニ依リマシテ、全會一致政府
コトヲ望ミマス
原案通り可決致シマシタ、以上ヲ以テ特別
委員會ノ御報告ト致シマス(拍手)
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(小山松壽君) 兩案ノ第一讀會ヲ開
クニ御異議アリマセヌカ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○服部崎市君 此ノ際委員ニ付託シタル議
案ノ審査終了ヲ待ツ爲メ、暫時休憩セラレ
ンコトヲ望ミマス
○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異
議アリマセヌカ

○議長(田子一民君) 休憩前ニ引續キ會
議ヲ開キマス

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此際政府提出、人造石
油製造事業法中改正法律案、帝國燃料興業
株式會社法中改正法律案、及ビ帝國石油株
式會社法案、右三案ヲ一括議題トナシ、委
員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレ
コトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後一時十七分休憩

午後四時六分開議

午後四時六分開議

ト致シマシテ、既存ノ帝國石油資源開發株式會社ヲ吸收シ、之ニ新タナル民間出資ヲ加ヘントスルモノ、デアリマス

委員會ニ於キマシテハ、獨リ以上三法案ノ内容ノミナラズ、我が國液體燃料政策全

般ノ事項ニ付テ嚴重ナル検討ヲ加ヘマシタ、即チ人造石油事業ノ建設用資材、天然石油資源ノ開發資材、並ニ必要ナル技術

者ノ充足、石油試掘助成制度等ニ關スルコトガ主タル問題デアリマシテ、三回ニ

瓦リ祕密會ヲ開催致シマシテ、石油事情ニ付キマシテ、政府ノ詳細ナル説明ヲ求メタ

ノデアリマス、殊ニ人造石油ノ原料タル石炭増産計畫ニ付テハ、最モ深刻ナル質疑應

答ガ繰返サレマシタ、石炭所要數量ノ確保ノ爲ニハ、勞働力資材及ビ金融等ノ各方面ニ五カ責任内テ候、公事一ノ未ニ輔助

ニ至リ積極の方策ヲ必要トシ殊ニ補助金政策ヲハ到底増産目的ヲ達シ難イカラ、單

テ、政府ハ現在ノ補助金制度ヲ以テ所期ノ
増産ヲナシ得ル確信ガアルカラ、今日單價

ノ引上ゲヲナス考ヘハナイト云フ答辯ガア
リマシタ、質疑終了後討論ニ入りマシテ、

佐藤謙之輔君ヨリ法案ノ一部ニ對スル修正案ガ提出サレマシタ、即チ帝國燃料興業株

式會社法中改正法律案ニ對シマシテハ
第十條末項ニ左ノ一項ヲ加フ

石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ
者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國燃
料興業株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得

又帝國石油株式會社法案ニ對シマスル修正事項ト致シマシテハ
第二章第九條ノ末項ニ左ノ一項ヲ加フ
石油事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間帝國石油株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
尙ホ以上三法案ニ對スル附帶決議ト致シマシテ
一 内地石油資源ノ開發ニ就テハ更ニ積極的ノ方途ヲ講ズベシ
二 石炭需給ノ實情ニ徵シ政府ハ石炭增産對策ニ付、更ニ積極的方案ヲ講ジ、生產費及販賣機構等ニ付再検討ヲ爲シ資材勞力ニ付テハ眞ニ優先的配給ノ實現ヲ期スベシ
三 速ニ日本石炭株式會社ヲシテ其ノ運營ヲ刷新セシムルト共ニ生産所要資金ノ圓滑ヲ期スベシ
以上三點デアリマス、之ニ對シマシテ川俣清音君竝ニ深澤豊太郎君ヨリ賛成ノ意見ガ陳述サレマシタ、討論終結後採決ノ結果、満場一致ヲ以テ三案トモ可決致シマシタ、以上御報告申上ゲマス(拍手)
○副議長(田子一民君) 三案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田中一民君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ三案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマ
シタ

○服部崎市君 直チニ三案ノ第一讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一 民活) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

議案全部ヲ議題ト致シマス

人造石油製造事業法中改正法律案
第二賣會(雀定義)

帝國燃料興業株式會社法中改正法律案
第二讀會(確定議)

帝國石油株式會社法案
第一讀會(確定議)

○副議長(田子一民君) 別ニ御發議モアリ
マセ又、第三讀會ヲ省略シテ、三案トモ委

員長報告通り確定致シマシタ(拍手)。

○福島市若 請事曰程變更ノ緊急會議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、農地

開發法案ヲ請題トナシ
委員長へ報告テ求
メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス
（副議長（田子一民吉） 報部書） 助議ニ印

異議アリマセヌカ

○副議長(田子【民泰】)　御異議ナシト認メ
マス、仍テ日程ハ變更セラレマシタ——農
地開發法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員
長ノ報告ヲ求メマス——委員長村上國吉君
農地開發法案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
一農地開發法案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此候及報告候也
昭和十六年二月二十二日
衆議院議長小山松壽殿
希望條項
一、政府ハ本計畫實施ニ當リテハ更ニ周
到ノ注意ヲ以テ勞力配置動員ニ萬全ヲ
期シ農業ノ總生産ニ影響ヲ及ボスガ如
キ事ナキ様適當ノ對策ヲ講ゼラレ度シ
二、廢作地荒作地ノ防止復舊ニ努力シ本
計畫ト併行シテ既耕地保護ニ萬全ヲ期
セラレ度シ
三、政府ハ至急水利施設ヲ完備シ以テ旱
害ニ萬全ノ對策ヲ講ゼラレ度シ
四、政府ハ有機無機肥料ノ生産ニ關シ本
案ノ實施計畫ト併行シテ、不足等ノ無
キ様特ニ考慮セラレ度シ
〔村上國吉君登壇〕
○村上國吉君　只今議題トナリマシタ農地
開發法案ニ付テ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御

報告中上ダマス

本法案ニ關スル委員會ハ、去ル十七日カ

ラ審議ヲ開始致シマシテ、二月二十一日マ
デ五日間ニ亘り、委員諸君ト政府ノ間ニ極メ
テ熱心ナル質問應答ガ行ハレ、最モ慎重ニ
審議ヲ盡サレタノデアリマス、私ハ先づ
本法制定ノ前提ヲ成ス所ノ、食糧增産ノ政
府ノ計畫ノ全貌ニ付テ御紹介申上ダタイト
存ジマス

即チ右政府ノ計畫ニ依レバ、米穀ニ於テ
ハ昭和十六年乃至昭和二十七年ヲ第一期計
畫トシテ、約千百万石、麥類ニ於テハ昭和
十六年乃至昭和二十八年ヲ第一期計畫トシ
テ、約千二百万石ノ增産トナルノデアリマ
スガ、其ノ増産ノ根本基礎ヲ、農地ノ擴張
ト耕地ノ改良ニ置イテ居ルノデアリマシテ、
農地ノ造成事業ニ於テハ、開墾二十万町歩、
開畠三十万町歩、合計五十万町歩ヲ開墾ス
ルコトトナシ、昭和十六年乃至昭和二十年
ノ五箇年間ニ着手シテ、昭和二十四年ニ完
成セシムル計畫デアリマス、又農地ノ改良
事業ニ於テハ、農業水利改良、暗渠排水、
床鋪客土、地下水資源開發等ノ事業ヲ實施ス
ルコトトナシ、其ノ計畫面積ハ約百五十万
町歩デアリマシテ、昭和十六年乃至昭和二
十年ノ五箇年間ニ着手シテ、昭和二十七年
マデニ完成セシメル豫定ノ如クデアリマス、
又以上ノ農地ノ擴張及ビ改良計畫ヲ實施ス
ル爲ニ、ソレゞ助成施設ヲ講ズルト共ニ、
一地區五十町歩以上ノ集團地ニ於ケル大規

模ノ農地造成、其ノ面積二十五万町歩、及

ビ一地區ノ受益地面積三千町歩以上ニ及ブ

大規模ノ改良事業、其ノ面積十五万町歩ハ
ニ之ヲ遂行セシムルコトト致シテ居ルノ
デアリマス、而シテ本法案ノ内容ノ主ナル
點ヲ簡單ニ申上ダマスレバ、第一、本法ハ
食糧自給ノ強化ヲ圖ルコトヲ目的ト致シマ
シテ、政府ハ農地ノ造成又ハ改良ヲ行フ者
ニ對シ、毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ助成金
ヲ交付スルコトト致シ、開墾助成法ハ昭和
十七年三月三十一日限り之ヲ廢止致シマス
ガ、其ノ規定ハ本法中ニ吸收サレルノデア
リマス

第二ハ、大規模ナル農地ノ造成又ハ改良
ヲ迅速且ツ圓滑ニ遂行スル爲ニ、農地開發
營團ナル特殊ノ法人ヲ設立致スコトトシ、
此ノ營團ヲシテ、政府ニ代ツテ食糧ノ增産
ニ必要ナル農地ノ開發及ビ改良ヲ計畫のニ
行ハシムルコトト致シテ居ルノデアリマス、
隨テ今マデアツタ所ノ所謂國營開墾ノ類ハ、
營セシメ、以テ農地開發ノ目的ヲ達成スル
ニ遺憾ナカラシムルコトト致シテ居ルノデ

アリマス

第六ハ、開發營團ニ依ヅテ開墾造成セラ
レタル農地ハ、自作農タラントスル者、及
ビ農地調整法第四條ニ定ムル自作農創設維
持ノ事業コト行フ者ノ申出ニ對シ、自作農地
トシテ、人口增加ニ伴フ需要ノ增加ニ對處ス
ルコトヲ要スルモノト致シテ居ルノデアリ
マス

第七ハ、開發營團ガ主務大臣ノ認可ヲ受
け、他人ノ所有ニ係ハル農地ニ、農業水利
ニ對スル利益配當ハ、勅令ヲ以テ定ムル率
期計畫ノ完遂ニ依リマシテ、少クトモココ
十箇年間内地ニ於ケル人口ノ增加ニ對處シ
得ル見込デアルトノ答辯ガアリマシタ

第一ハ、一方ニ於テ農地ノ造成及ビ改良ヲ
行ヒナガラ、他ノ一方ニ於テハ年々荒廢ニ
歸スル田畠ハ相當面積ニ上ルノ實情ニアル
ガ、政府ニ於テハ之ニ對シ如何ナル方策ヲ
執ルカトノ質問ニ對シマシテ、政府ニ於テ
ハ是等ノ潰地ニ付テハ、其ノ補充ヲナス爲

トシテ居ルノデアリマス

第四ハ、開發營團ハ拂込資本金額ノ五倍

ヲ限り、農地開發債券ヲ發行スルコトガ出

來マス、而シテ此ノ農地開發債券ハ、租稅

ノ關係ニ於キマシテハ、地方債竝ノ取扱ヲ

受ケルコトナシ、又其ノ元利ノ支拂ニ付

テ居ルノデアリマス

第五ニ、開發營團ノ行フ事業ノ本質ニ鑑
ミテ、政府補助金ノ交付、土地收用權ノ附與、

稅法上ノ特典ノ供與、其ノ他適當ナル助成

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第八ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

トシテ居ルノデアリマス

第十一ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十二ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十三ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十四ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十五ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十六ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十七ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十八ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第十九ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第二十ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第二十一ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

キマスガ、是等ノ役員ハ總テ主務大臣之ヲ

任命シ、又理事長、副理事長及ビ業務ヲ分

掌スル理事ハ、主務大臣ノ認可ヲ受ケタル

場合ノ外ハ、他ノ職業ニ從事スルコトヲ得

ザルモノト定メテ居ルノデアリマス、以上ガ

此ノ法案ノ内容ノ主要ナル點デアリマス

マスト、第一ハ、曩ニ閣議ニ於テ決定サレ

タ人口政策要綱ニ依レバ、内地人口ハ今後

ニ

受ケタル者ニ對シ、開發營團ニ之ヲ支拂フ

ベキコトヲ命ズルコトガ出來ルコトニ致シ

テ居ルノデアリマス

第二十二ハ、開發營團ニハ理事長、副理事長
各一名、理事五名以上、監事三名以上ヲ置

カマシテハ、政府之ヲ保證スルコトト致シ

ニ、或ル程度ノ豫算ヲ計上シテ居リ、又曩ニ制定サレマシタ臨時農地等管理令ニ於テ、無統制ナル農地ノ潰廢ヲ防止スルト共ニ、徒ラニ不耕作ノ儘放置セラル農地等ニ付テハ、之ヲ耕作ニ利用セシムルノ措置今後同令ノ運用ニ依ツテ善處スル旨ノ答辯ガアリマシタ

第三ニ開發營團ガ政府ノ認可ヲ受ケテ、其ノ計畫ヲ實施スルニ當リ、凡ソ何程ノ勞力ヲ要スル見込デアルカ、又今日ノ如ク農村一般ニ労力ノ不足セル現状ニ於テ、政府ハ他ノ農業ニ影響ヲ及ボスコトナクシテ、其ノ事業ノ施行、地方ニ於テ、確實ニ其ノ所要労力ノ吸收ニ困窮シテ、本事業ノ遂行ニ支障ヲ生ズルガ如キコトナシトノ確信アリヤトノ質問ニ對シマシテ、農地開發ニ關スル昭和十六年度ノ計畫ヲ實行スルニ當リマシテハ、從來ニ比シ延人員一千二百万人餘ヲ要シマスガ、此ノ労働力ノ確保ニ付キマシテハ、事業ノ施行ヲ主トシテ機械力ノ利用、移動労働班ノ活用、學生、青年團、其ノ他ニ依ル勤労奉仕等ニ依ツテ、ヨリ相當部分ヲ確保スルト共ニ、畜力、機械力ノ利用、移動労働班ノ活用、學生、青年團、其ノ他ニ依ル勤労奉仕等ニ依ツテ、遺憾ナキヲ期スル旨ノ答辯ガアリマシタ

第四ハ、此ノ計畫ニ依ル農地改良事業ノ遂行ニ依リ、今後旱害ヲ絶滅セシムルコトヲ得ル確信アリヤトノ質問ニ對シマシテ、本計画ノ實施後ニ於テハ、從來特ニ被害ノ著シカリシ地域ニ於ケル旱害ノ防止ニ付テハ、其ノ計畫ヲ舉ガ得ルモノト考フルモ、尙ホ相當ノ效果ヲ挙ガ得ルモノト考フルモ、尙ホ付テモ改良事業ヲ實施シ、旱害等ヲ根絶ガアリマシタ

レマシタ、右御報告致シテ置キマス(拍手)
○副議長(田子一民君) 本案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマス、仍テ本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマシタ

○服部崎市君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

○農地開發法案 第一讀會(確定議)

○副議長(田子一民君) 別ニ御發議モアリマセヌ、仍テ第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告通り可決確定致シマシタ(拍手)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、木材統制法案ヲ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

材統制法案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——理事馬岡次郎君

木材統制法案(政府提出) 第一讀會ノ續(委員長報告) 報告書

木材統制法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

木材統制法案(政府提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

委員長 河野 一郎

衆議院議長小山松壽殿

〔別紙〕

(小字及一ハ委員會修正)

木材統制法案中左ノ通修正ス

第十五條 社長及副社長ハ主務大臣之ヲ命ジ其ノ任期ヲ四年トス

理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ三年トス

監事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ其ノ任期ヲ二年トス

大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ三年トス

第十一條 第十九條(第十六條)第二十條第二項、第二十一條乃至第二十九條及第三十二條ノ規定ハ

地方木材株式會社ニ之ヲ準用ス

地方木材株式會社ノ商號及資本ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 地方木材株式會社ハ地方的木材事業ヲ監督スル官廳ノ官吏タリシ者ハ其ノ職ヲ退キタル後五年間日本木材株式會社ノ役員ト爲ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ニ於テ特ニ必要アリト認メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五条 第十九條第二項(前條第五項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキ

第四十四条 日本木材株式會社又ハ地方木材株式會社ノ社長、副社長又ハ理事

第六條(第三十四條第五項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第六十二条 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ地方木材株式會社ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム

設立委員ハ定款ヲ作成シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル後株主ヲ募集スベシ

第三十六条 第二條、第三條又ハ第二

十八條(第三十四條第五項)ニ於テ準用スル場合ヲ含ムノ規定ニ依ル命令ニ

コトヲ目的トスル株式會社トス

地方木材株式會社ハ左ノ事業ヲ營ムモ

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

卽立總會ニ於テハ 第十五條及第三十四條ノ規定ニ準ジ社
長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
第五十條乃至第五十四條(第五十六條)
第五十一條乃至第五十六條及第五十九

條ノ規定ハ地方木材株式會社ノ設立ニ
關シ之ヲ準用ス

(馬岡次郎君登壇)

○馬岡次郎君
只今議題トナツテ居リマス

ル木材統制法案ノ委員會ニ於ケル審議ノ經
過竝ニ結果ニ付キ、河野委員長事故ノ爲メ
私ヨリ御報告申上ゲマス

本法案ノ内容ハ、現下ニ於ケル生產及ビ
給給ノ状況ニ鑑ミマシテ、木材ノ生產ヲ確
保シ、其ノ需給ノ圓滑及ビ價格ノ公正ヲ圖
ル爲メ、必要ナル各種ノ規定ヲ設ケマスル
ト共ニ、日本木材株式會社及ビ地方木材株
式會社ヲ設立シマシテ、之ヲシテ時局下緊
要ノ特殊用途ニ充ツベキ木材ノ生產竝ニ其
ノ需給ノ圓滑及ビ價格ノ公正ヲ圖ル爲ニ、
必要ナル事業ヲ營マシメントスルノデアリ
マス

委員會ハ去ル二月十七日ヨリ本日ニ至ル
マデニ於キマシテ、前後五回ニ亘リ慎重審
議致シマシタ、殊ニ時局下ニ於キマスル本
問題ノ重要性ニ鑑ミマシテ、松尾、松浦、
馬岡、増永、大橋、内藤、長野、杉山其ノ
他ノ各委員カラ、極メテ熱心ナル質疑應答
益ニ有益ナル意見ノ開陳ガ行ハレタノデア
リマス、其ノ間數次ノ懇談會ヲモ開催致シ
マシテ、本案ノ検討ヲ特ニ敏速且ツ精細ニ
致シマスル上ニ萬全ヲ期シタノデアリマス

各委員ノ行ハレマシタ質疑ノ主ナルモノ
ヲ要約致シマスルト、先づ第一ニ、本法案

ニ依ル木材ノ新シイ統制機構ノ確立ニ關シ
マシテ、各種ノ組合等ヲ活用スルコトニ依
リ、既存ノ業者ヲ以テ足リルノデハナイカ
ト云フ質問ガゴザイマシタ、之ニ對シマシ

テハ、時局下木材ノ供給ニ益、困難ガ感ゼラ
レルニ對シマシテ、特殊用途ニ於キマスル
需要ガ倍加シテ繼續スルノ現狀ニ於キマシ
テハ、其ノ需給調整ヲ圖ルコトハ、單ニ組
合等ニ依ル機構ヲ以テシテハ、絶對ニ不可
能テアルト云フ事情ガ明瞭ニセラレマシテ、
新タニ森林所有者、木材業者、木材需要者
等ガ一體トナツテ特殊會社ヲ組織シ、之ヲ
中核ト致シマシテ、木材ノ生產、配給部門
ニ一貫性ヲ堅持セシメルコトガ至當トセラ
レタノデアリマス

第二ニ、本法案第二條ニ依ル立木ノ強制
賣渡命令ニ關シマシテハ、其ノ立木ハ如何
ナル範圍ナルヤ、其ノ命令ヲ發動スル行政
官廳ハ如何ナルモノナリヤト云フコト、又

其ノ命令ガ發セラレルニ至ルマデノ手續ハ
如何ニスルカ、森林法ニ依ル施業案トノ關
係ハ如何、立木ノ價格ハ如何ニシテ算定ス
ルカ、又其ノ價格ヲ指定スル手續ハ如何ニ
スルヤト云フコト、更ニ命令ヲ受ケタル立
木所有者ノ救濟規定ヲ設ケキデハナイカ
ト云フコト等ノ重要ナル質疑ガゴザイマシ
テ之ヲ定ムルコト

前項ノ地方長官ノ定ムル立木伐採計畫
ハ森林法ニ定ムル施業案ノ存セザル森林
ニ付キ地方用材統制委員會ノ議ヲ經テ之
ヲ定ムルコト

二、立木ノ所有者一ノ勸獎ニ從ハザル時
ハ主務大臣ハ地方長官ノ申請ニ基キ立木
トノ關係ニ付キマシテハ、兩會社ガ密接不
可分ナル親子的關係ニアリ親會社ハ子會社
ニ對スル投資、融資、生產資材ノ配給ヲ行ヒ、
地方間ニ於ケル木材ノ需給及ビ價格ノ不適
正ヲ是正シ、緊要需要ノ爲ニ木材ヲ保有シ、
輸移出入ニ係ル木材ノ賣買ヲ行フ等ニ事業
ノ重點ヲ置キ、子會社ニ有力ナル便宜ヲ供與
スルト共ニ、其ノ職能ニ於テ合理的ナル分業

命令ノ發動ニ當ツテハ、所有權ヲ尊重シ、
愛林ノ念ニ苟モ不安ヲ生ゼシメザルヤウ極
メテ慎重ヲ期スルト共ニ、國土保安ノ見地
ヨリシテモ亦萬遺憾ナキヤウ留意シテ行フ

ト云フ質問ガアリ、ソレハ、質疑ニ應フル答
辯ガゴザイマシタ、即チ

一、伐期ニ達シタル立木ニシテ搬出施設
アルモノノ所有者森林法ニ定ムル施業案
又ハ之ニ準ジ地方長官ノ定ムル立木伐採
計畫ノ定ムル所ニ依リ其ノ立木ノ伐採ヲ
ナササル場合ニ於テ軍需其ノ他主務大臣

ノ指定スル需要ニ森ツル爲メ特ニ必要ア
リト認ムル時ハ地方長官ハ當該立木ノ所
有者ト地方木材株式會社ト協議セシメ協
議調ハザル時ハ期間ヲ定メ、之ヲ伐採ス
ハキコトヲ勸獎スルコトヲ得ルコト

五、二ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起
スルコトヲ得ルコト

等ヲ勅令ヲ以テ明瞭ニ定メルト云フコトデ
ナササル場合ニ於テ軍需其ノ他主務大臣

ノ指定スル需要ニ森ツル爲メ特ニ必要ア
リト認ムル時ハ地方長官ハ當該立木ノ所
有者ト地方木材株式會社ト協議セシメ協
議調ハザル時ハ期間ヲ定メ、之ヲ伐採ス
ハキコトヲ勸獎スルコトヲ得ルコト

前項ノ地方長官ノ定ムル立木伐採計畫
ハ森林法ニ定ムル施業案ノ存セザル森林
ニ付キ地方用材統制委員會ノ議ヲ經テ之
ヲ定ムルコト

二、立木ノ所有者一ノ勸獎ニ從ハザル時
ハ主務大臣ハ地方長官ノ申請ニ基キ立木
トノ關係ニ付キマシテハ、兩會社ガ密接不
可分ナル親子的關係ニアリ親會社ハ子會社
ニ對スル投資、融資、生產資材ノ配給ヲ行ヒ、
地方間ニ於ケル木材ノ需給及ビ價格ノ不適
正ヲ是正シ、緊要需要ノ爲ニ木材ヲ保有シ、
輸移出入ニ係ル木材ノ賣買ヲ行フ等ニ事業
ノ重點ヲ置キ、子會社ニ有力ナル便宜ヲ供與
スルト共ニ、其ノ職能ニ於テ合理的ナル分業

務大臣之ヲ定ムルコトトシ大體國有林ニ
於ケル現行立木價格評定公式ヲ民有林等
ノ實情ニ適合セシメツツ標準トスルコト

四、立木ノ賣渡命令ヲナス場合其ノ他立
木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

五、二ノ處分ニ不服アル者ハ訴願ヲ提起
スルコトヲ得ルコト

六、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

七、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

八、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

九、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十一、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十二、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十三、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十四、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十五、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十六、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

十七、立木ノ賣渡命令ニ關シ重要ナル事項ハ中央
用材統制委員會ノ議ヲ經テ之ヲ定ムルコ
ト

前項ノ外其ノ算定ニ必要ナル事項ハ主

要ナル事項ハ主

タル地方每ニ木材ノ生産ヲ確保シ、需給ノ調整ヲ圖ルコトハ、直接子會社ガ之ニ當ルコトガ明瞭トセラレタノデアリマス
更ニ兩會社ト既存ノ木材業者及ビ製材業者トノ關係及ビ之ニ對スル對策ハ如何ニナルカトノ質問ニ對シマシテハ、關係業者ハ相當ノ範圍ニ於テ一面會社ノ出資者トナルト共ニ、是ト一體トナツテ吸收セラルルモノアル外、會社ノ下部ニアル協力機關トナルベキデアルガ、他面會社ノ取扱ハザル木材ニ關シテハ、既存ノ業者ノ活動ニ俟ツ所大ナルモノガアルノデアリマシテ、其ノ運營ニ付キマシテハ、組合組織等ノ整備ヲ圖リ、經營ノ合理化ニ努ムルヤウ十分ノ指導ヲ行フ旨ノ答辯ガアリマシタ、殊ニ消費地シテハ、地方木材株式會社ニ準ズル株式會社、又ハ組合等ニ依リ木材ノ荷受け配給統制機構ヲ整備セシメル旨ノ答辯ガアリマシタ
第四ニ本法案ニ關聯シテ、林政統一ノ必要性ガ強調セラレタノデアリマスガ、之ニ對シマシテハ、本法案ノ實施ニ依り、内地ニ於ケル木材統制ニ關シ統一アル施策ガ實施セラレルコトナル旨、及び全般的ナル農林大臣、企畫院總裁カラアリマシタ、尙ホ政府ニ於テハ木材資源ノ保續利用ノ爲メ、造林施設ヲ一層擴充シ、代用品使用ノ研究

及ビ實行ヲ行ヒ、國有林及ビ民有林ノ施業
伐採上ニ於ケル負擔ノ均衡ヲ圖ル意思ナキ
ヤ、滿洲ニ於ケル木材自給ノ指導ノ必要ナ
キヤ、又建築様式ノ統一ノ必要アリト思フ
ガ如何トノ質疑ニ對シマシテハ、ソレド
政府ヨリ適切ナル答辯ガアリマシタ
斯クシテ本日ノ會議ニ於キマシテ質疑ガ
打切ラレマシタ、直チニ討論ニ入り、増求
委員ヨリ修正案ノ提出ガアリマシタ、其ノ
修正案ヲ朗讀致シマス

第六十二條第三項中「第五十一條乃至第五十六條」トアルヲ「第五十一條乃至第五十四條、第五十六條」ニ改メ第六十二條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ創立總會ニ於テハ第十五條及第三十四條ノ規定ニ準ジ社長、副社長、理事及監事ノ選任ヲ行フベシ
之ニ對シ馬岡、内藤正剛君ヨリ賛成ノ意見ヲ述べ、政府ヨリ貴族院ニ於テモ同様ノ賛成ガアリマスレバ、同意ノ旨ガ述ベラマシテ、茲ニ政府ト委員會ノ意見ガ全ク一致ヲ見マシテ、修正案及ビ爾餘ノ原案ハ満場一致ヲ以テ可決シタノデアリマス、以上御報告申上ゲマス
○副議長(田子一民君) 本案ノ第一讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○副議長(田子一民君) 御異議ナイト認メマス、仍テ本案ノ第一讀會ヲ開クニ決シマス
○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕
○副議長(田子一民君) 御異議ナイト認メマス、仍テ直チニ本案ノ第一讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス
○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○副議長(田子一民君) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告
通り確定致シマシタ(拍手)

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ
提出致シマス、即チ此ノ際、政府提出、民
法中改正法律案、非訟事件手續法中改正法
律案、戸籍法中改正法律案、民事訴訟法中
改正法律案、陪審法中改正法律案、大正二
年法律第九號中改正法律案、及ビ手代木隆
吉君外九名提出、大正十二年法律第五十二
號中改正法律案、右七案ヲ一括議題トナ
シ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メ
ラレンコトヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ
マス——政府ハ此ノ議事日程變更ニ同意セ
ラレマシタ、仍テ日程ハ變更セラレマシ
タ——民法中改正法律案、非訟事件手續法
中改正法律案、戸籍法中改正法律案、民事
訴訟法中改正法律案、陪審法中改正法律案、
大正二年法律第九號中改正法律案、大正十
二年法律第五十二號中改正法律案、右七案
ヲ一括シテ第一讀會ノ續キヲ開キマス、委
員長ノ報告ヲ求メマス——委員長飯村五郎
君

第六十一條第三項中「第五十一條乃至

第一讀會(確定議)

タル地方毎ニ木材ノ生産ヲ確保シ、需給ノ調整ヲ圖ルコトハ、直接子會社ガ之ニ當ルコトガ明瞭トセラレタノデアリマス

及び實行ヲ行ヒ、國有林及ビ民有林ノ施業
伐採上ニ於ケル負擔ノ均衡ヲ圖ル意思ナキ
ヤ、滿洲ニ於ケル木材自給ノ指導ノ必要ナ
キヤ、又建築様式ノ統一ノ必要アリト思フ

第六十二條第三項中「第五十一條乃至第五十六條」トアルヲ「第五十一條乃至第五十四條、第五十六條」ニ改メ第六十二條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

木材統制法案 第二讀會(確定議)
○副議長(田子一民吉) 別ニ御發議モアリ
マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告書
通り確定致シマシタ(拍手)

民法中改正法律案(政府提出、貴族院)

送付(第一讀會ノ續)(委員長報告)

非訟事件手續法中改正法律案(政府提

賁齋院送行

第一講會（經）卷貳

月報(正副編集長)、月報(委員長報告)

民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴

（送付院族） 第一讀會ノ續（委員長報告）

陪審法申改正法律案(政府提出、貴族院

第一讀會ノ續（委員長報告）

大正二年法律第九號中改正法律案(裁)

判所管轄區域ニ關スル件) (政府提出、貴

族院送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

大正十二年法律第五十一號中改正法律

第三回 詞林子 資林子 閻子
朱子(年代未釐清)外九名提出)

第一讀會ノ續(委員長報告)

110

報告書

一 民法中改正法律案（政府提出、貴族院送

付

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致

候此段及報告候也

昭和十六年二月二十一日

委員長
飯村
五郎

衆議院議長小山松壽殿

卷之三

新編
卷之三

一、非訟事件手續法中改正法律案〔政府

右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

委員長 飯村 五郎

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 戸籍法中改正法律案(政府提出、貴族院
送付)

右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

委員長 飯村 五郎

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 民事訴訟法中改正法律案(政府提出、貴
族院送付)

右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

委員長 飯村 五郎

衆議院議長 小山松壽殿

報告書

一 陪審法中改正法律案(政府提出、貴族院
送付)

右八本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致
候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日 委員長 飯村 五郎 衆議院議長 小山松壽殿 報告書
一大正二年法律第九號中改正法律案(裁判所管轄區域ニ關スル件)(政府提出、貴族院送付)
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十六年二月二十二日
委員長 飯村 五郎
衆議院議長 小山松壽殿
報告書
一大正十二年法律第五十二號中改正法律案(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)(手代木隆吉君外九名提出)
右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スヘキモノト議決致候此段及報告候也
昭和十六年二月二十二日
理事 仲井間 宗一
衆議院議長 小山松壽殿
〔別紙〕
(小文字及 委員會修正)
大正十二年法律第五十二號中左ノ通改正
第一項中「昭和十六年十二月三十一日迄」
〔昭和十九年十二月三十日迄〕
〔昭和二十一年十二月三十一日迄〕ニ改

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
〔飯村五郎君登壇〕

○飯村五郎君 僅今議題ト相成リマシタル
民法中改正法律案外六件ニ對スル委員會ニ
於ケル審議ノ模様ノ大要ヲ極メテ簡潔ニ御
報告申上ゲマス

先ヅ第一ニ大正十二年法律第五十二號中
改正法律案ニ付テノ御報告ヲ致シマス、本
案ハ今議會中議員提出ニ係ル唯一ノ法律案
デアリマス、其ノ内容ト致シマスル所ハ、即
チ大正十二年法律第五十二號ハ「明治二十
六年司法省令第九號辯護士試験規則ニ依ル
試験ノ受験ヲ出願シタル者ニシテ昭和十六
年十二月三十一日迄ニ勅令ヲ以テ定ムル試
験ニ合格シタル者ハ辯護士法第三條ノ規定
ニ拘ラス辯護士試補タルコトヲ得」下規定シ
テアリマスモノヲ、今後五箇年間、即チ昭
和二十一年十二月三十一日マデ、是ガ延長
改正ヲ致サントスルノガ其ノ内容デアリマ
ス、其ノ理由ト致シマスル所ハ、先般本議
場ニ於キマシテ、提案者ヨリ詳細ナル説明
ヲ承リマシタノデ、之ヲ省略致シマス、本
案ニ對シマシテハ、會議ヲ開クコト四回、
提案者、委員竝ニ政府當局ノ三者間ニ於キ
マシテ、極メテ熱心ナル質疑應答ヲ交換致
サレタノデアリマス、其ノ結果庄司一郎君
ノ理由ノ下ニ、宜シク三箇年、即チ昭和十
ヨリ、本案ノ延長五箇年ハ長キニ失スルト

九年十二月三十一日マデト、斯様ニ修正ス

ルガ穩當デアルトノ修正案ノ提出ヲ見タノ

デアリマス、採決ノ結果、滿場一致ヲ以テ

右修正案ハ本院ニ於テ可決スベキモノト、

委員會ハ議決致シタノデアリマス

其ノ他ノ六件ニ付キマシテハ、討論ヲ省

略シ、採決ノ結果、滿場一致ヲ以テ是亦本

院ニ於テ可決スベキモノト議決致シタノデア

リマス、尙ホ詳細ノ點ニ付キマシテハ、一

切之ヲ速記録ニ譲リマシテ、以上ヲ以テ本

案ニ對スル御報告ト致シマス(拍手)

○副議長(田子一民君) 七案ノ第二讀會ヲ開

開クニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ七案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマ

シタ

○副議長(田子一民君) 直チニ七案ノ第二讀會ヲ開

キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長報告ノ通

リ可決セラレントヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御

異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナシト認メ

マス、仍テ七案ノ第二讀會ヲ開キ、議案全

部ヲ議題ト致シマス

民法中改正法律案 第二讀會(確定議)

非訟事件手續法中改正法律案

第一讀會(確定議)

戸籍法中改正法律案 第二讀會(確定議)

民事訴訟法中改正法律案

陪審法中改正法律案 第二讀會(確定議)

大正二年法律第九號中改正法律案

(裁判所管轄區域ニ關スル件)

第一讀會(確定議)

大正十二年法律第五十二號中改正法律案

(司法官試補及辯護士ノ資格ニ關スル件)

第二讀會(確定議)

マセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、七案トモ委

員長報告ノ通り確定致シマシタ(拍手)

○副議長(田子一民君) 別ニ御發議モアリ

括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ

審議ヲ進メラレントヲ望ミマス

○議長(小山松壽君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○服部崎市君 此ノ際暫時休憩セラレントヲ望ミマス

○副議長(田子一民君) 服部君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕

○副議長(田子一民君) 御異議ナイト認メ

マス、仍テ暫時休憩致シマス

午後四時五十七分休憩

○服部崎市君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ

追加案、追第一號、豫算外國庫ノ負擔トナ

ルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、臨材第一號、

括シテ議題ト致シマス——第三號、昭和十

五年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、昭

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

ハ各、川崎克君外二名ヨリ成規ニ依リ修正

二號、昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案、第三號、昭和十五年度歲入歲出總

豫算追加案、特第三號、昭和十五年度特別

會計歲入歲出豫算追加案、第一號、昭和十

六年度歲入歲出總豫算追加案、特第一號、

加案、追第一號、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、臨材第一號、

臨時陸軍材料資金豫算追加案、右八案ヲ一

括シテ議題ト致シマス——第三號、昭和十

五年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、昭

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出總豫算追加案、第一號、

和十六年度歲入歲出豫算追加案、第一號、

案ガ提出サレテ居リマス、委員長ノ報告ニ次イデ其ノ趣旨聲明ヲ許シマス、先づ豫算委員長ノ報告ヲ求メマス——豫算委員長増

田義一君

(第一號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案

(特第一號)昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(第三號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案

(特第二號)昭和十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(第一號)昭和十六年度歲入歲出豫算追加案

(特第一號)昭和十六年度各特別會計歲入歲出豫算追加案

(第三號)昭和十五年度歲入歲出豫算追加案

(第一號)昭和十六年度歲入歲出豫算追加案

豫算委員長 増田 義一

報告書

一(特第一號)昭和十五年度各特別會計歲

入歲出豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 増田 義一

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(第三號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

報告書

一(特第一號)昭和十五年度各特別會計歲

入歲出豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

豫算委員長 增田 義一
報告書一(追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルベ
キ契約ヲ爲スヲ要スル件

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

一(特第三號)昭和十五年度特別會計歲入歲出豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

一(臨材第一號)臨時陸軍材料資金豫算追加案

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

候此段及報告候也

昭和十六年二月二十二日

報告書

豫算委員長 增田 義一

衆議院議長小山松壽殿

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也

〔増田義一君登壇〕

○増田義一君 只今議題トナリマシタ昭和

十五年度歲入歲出總豫算追加案第二號外七件

件ニ付キマシテ、其ノ委員會ニ於ケル審議

ノ經過竝ニ結果ヲ御報告致シマス

先づ昭和十五年度歲入歲出總豫算追加第

二號ニ計上致シテ居リマスル金額ハ歲入千

八百七十餘万圓、歲出五千七百四十餘万圓、

差引歲出超過額三千八百六十餘万圓トナツ

テ居リマス、歲出追加額ノ主ナル事項ヲ申

上ゲマスレバ、重要肥料供給確保施設ニ要

スル經費、鐵鋼原料ノ補償ニ要スル經費、

臨時米穀管理施設ニ要スル經費等デアリマス

是等豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ノ金

額ハ約三十八億五千万圓デアリマシテ、又

本豫算ノ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約

ノ金額ハ約十六億八千万圓デアリマスカラ、

右ヲ合計致シマスト、約五十五億四千万圓

ノ多額ニ上ルコトヲ特ニ申添ヘテ置キマス

此ノ際振返ツテ今期議會ニ提出サレマシ

タ豫算各案ヲ綜合致シマシテ、昭和十六年

度豫算ノ全貌竝ニ其ノ前年度豫算ニ對スル比

較對照ヲ茲ニ御紹介致シタイト存ジマス、

昭和十六年度歲入歲出總豫算追加案第一號

ノ金額ヲ總豫算ノ額ニ加ヘマスルト、一般

會計豫算ノ總額ハ歲入歲出トモ各、七十九

億九千五百餘万圓トナリ、之ヲ前年度豫算

額ニ比較致シマスレバ、歲入ニ於テ十八億

五千八百餘万圓ノ増加トナリ、歲出ニ於テ

ガ臨時部デアリマシテ、内普通歲入ニ屬ス

ル七百十餘万圓ヲ控除致シマシタル殘額十

一億二千四百六十餘万圓ノ財源ハ、之ヲ公

債ニ依ルコトニナツテ居リマス

最後ニ臨時陸軍材料資金豫算追加案臨材

第一號ハ、事變地ニ於ケル軍需品ノ材料及

ビ原料購入ニ要スル經費ノ増加ヲ計上致シ

テ居リ、豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約

ヲ爲スヲ要スル件、追第一號ハ、過日本會

議ノ協賛ヲ經マシタ臨時軍事費豫算追加案

臨第二號ニ關聯スル軍ノ需要充足ノ爲ノ豫

算外契約ノ外、外國爲替損失補償金、輸出

補償金、其ノ他ニ關スルモノ等デアリマス、

是等豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ノ金

額ハ約三十八億五千万圓デアリマシテ、又

本豫算ノ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約

ノ金額ハ約十六億八千万圓デアリマスカラ、

右ヲ合計致シマスト、約五十五億四千万圓

ノ多額ニ上ルコトヲ特ニ申添ヘテ置キマス

此ノ際振返ツテ今期議會ニ提出サレマシ

タ豫算各案ヲ綜合致シマシテ、昭和十六年

度豫算ノ全貌竝ニ其ノ前年度豫算ニ對スル比

較對照ヲ茲ニ御紹介致シタイト存ジマス、

昭和十六年度歲入歲出總豫算追加案第一號

ノ金額ヲ總豫算ノ額ニ加ヘマスルト、一般

會計豫算ノ總額ハ歲入歲出トモ各、七十九

億九千五百餘万圓トナリ、之ヲ前年度豫算

額ニ比較致シマスレバ、歲入ニ於テ十八億

五千八百餘万圓ノ増加トナリ、歲出ニ於テ

八十八億二千百餘万圓ノ増加トナツテ居リ
マス、今右ノ一般會計豫算ト曩ニ本議會ニ
於テ可決サレマシタ臨時軍事費豫算追加案
臨第二號トヲ合計致シマスルト、百二十八
億七千五百餘万圓トナリ、是ヨリ兩會計間
ノ通拔ケ勘定トナツテ居リマスル、一般會
計ヨリ臨時軍事費特別會計ヘノ繰入額六億
七千万圓ヲ控除致シマスト、昭和十六年度
ニ於ケル一般會計ト、臨時軍事費トノ純合
計額ハ百二十二億五百餘万圓トナルノデア
リマス、昭和十五年度一般會計歲出豫算及
本議會ノ協賛ヲ經マシタ臨時軍事費豫算竝ニ
加案臨時第一號ノ合計額百十六億三千三百
餘万圓ノ中ニモ亦、一般會計ヨリ臨時軍事
費特別會計ヘノ繰入額ガ六億圓アリマスノ
デ、之ヲ控除致シマスルト、其ノ純合
計額ハ百十億三千三百餘万圓トナリマ
スカラ、昭和十六年度ニ於ケル一般會計及
ビ臨時軍事費ノ純合計額ト、昭和十五年度
ニ於ケル一般會計及ビ臨時軍事費ノ純
合計額トヲ比較致シマスルト、十一億七
千百餘万圓ノ增加トナル譯デアリマス、
尙ホ昭和十六年度ニ於ケル公債ノ發行豫定
額ハ、其ノ總計七十五億七千四百餘万圓ト
ナリ、昭和十五年度ノ發行豫定額ニ比シ五
億五千餘万圓ノ增加トナツテ居ルノデアリ
マス
以上ノ追加豫算各案ヲ審査スル爲メ、去ル

十日以來本日マデ十回豫算委員會ヲ開會致
シ、各委員ヨリ眞摯ナル質疑ガ行ハレマシ
タ、質疑應答ノ詳細ヲ茲ニ申上ゲルコトハ
計ヨリ臨時軍事費特別會計ヘノ繰入額六億
七千万圓ヲ控除致シマスト、昭和十六年度
ニ於ケル一般會計ト、臨時軍事費トノ純合
計額ハ百二十二億五百餘万圓トナルノデア
リマス、昭和十五年度一般會計歲出豫算及
本議會ノ協賛ヲ經マシタ臨時軍事費豫算竝ニ
加案臨時第一號ノ合計額百十六億三千三百
餘万圓ノ中ニモ亦、一般會計ヨリ臨時軍事
費特別會計ヘノ繰入額ガ六億圓アリマスノ
デ、之ヲ控除致シマスルト、其ノ純合
計額ハ百十億三千三百餘万圓トナリマ
スカラ、昭和十六年度ニ於ケル一般會計及
ビ臨時軍事費ノ純合計額ト、昭和十五年度
ニ於ケル一般會計及ビ臨時軍事費ノ純
合計額トヲ比較致シマスルト、十一億七
千百餘万圓ノ增加トナル譯デアリマス、
尙ホ昭和十六年度ニ於ケル公債ノ發行豫定
額ハ、其ノ總計七十五億七千四百餘万圓ト
ナリ、昭和十五年度ノ發行豫定額ニ比シ五
億五千餘万圓ノ增加トナツテ居ルノデアリ
マス
以上ノ追加豫算各案ヲ審査スル爲メ、去ル

マスレバ、第一、財政ニ關シテハ豫算實行
ノ見込確實ナリヤ、物動計畫トノ關係如
シヲ有スルヤ、重要物資增產ノ爲ノ助成金
政策、補助金及ビ補償金ニ關スル問題、
公債消化ニ障碍ナキヤ、並ニ財政問題ニ

關聯シテ下級官吏ノ待遇改善ノ問題、減
俸復活等ニ關シテモ質疑應答ガ行ハレマシ
タ、第二ニ經濟問題ニ關シテハ、經濟新
體制要綱ノ實行方針竝ニ其ノ時期、所謂
計畫經濟ノ本質、中小商工業者ノ維持育
成ト、其ノ轉失業對策問題、低物價政策
ト生産力擴充トノ關係、闇取引ト之ニ對
スル司法當局ノ態度、勞務動員計畫ノ方
針、勞働者ノ適正賃金ノ問題、國營事業ノ

民營化、保險國營ノ問題等重要ナ事項ニ付
キ質疑應答ガ行ハレマシタ、第三ニ金融問
題ニ關シテハ、十六年度ノ資金計畫如何、
金融機關ノ整備、金融行政ノ統一等ガ論
ゼラレマシタ、第四ニ外交問題ニ付キマ
シテハ、松岡外務大臣ヨリ大膽率直ナル意
見ノ開陳ガアリマシタガ、其ノ主ナルモ
リマス、即チ「事實日「ソ」國交調整ニ關スル問題デア
何ナル點マデ進ンデ居ルカ」トノ質疑ニ

マス
唯此ノ際食糧增產確保ニ關スル問題、科
學振興ニ關スル問題及ビ大政翼賛會ニ關ス
ル問題ニ付テノ質疑應答ノ內容ノ一端ヲ申
上ゲタイト存ジマス

先づ本月七日衆議院一致ノ決議ヲ以テ要
望シタル食糧增產確保ノ問題ニ付キ十六年
度及ビ十五年度追加豫算ニ計上セラレタル
經費ハ極メテ少額デアリマス、仍テ第一、
農業技術員ノ充實、篤農家ノ動員等ニ關ス

ル政府ノ意見如何トノ質疑ニ對シテ石黒農
林大臣ハ、此ノ二點ニ關シテハ政府ニ於テ
委員ヨリナサレタル議事進行ノ發言ニ關シ
テハ、二月八日内閣總理大臣ヨリ答辯ガア
リマシタ、而シテ今朝委員會ノ劈頭重要ナ
ル四、五ノ點ニ付キマシテ特ニ委員長トシ
テ政府ノ意向ヲ確メタノデアリマス、其ノ
コトヲ御報告致シマス、先づ最初ニ「本日總

理大臣ハ御病氣御缺席デアリ、内務大臣ガ
代ツテ答辯スルトノコトデアリマスガ、内
務大臣ハ總理大臣ニ代ツテ全責任ヲ以テ答

對シ、從來殆ド問題トナラナカツタ通商條
約ニ於テモ、混合委員會ヲ開カウト云フ所
成ノ礎石デアルガ、豫算上又其ノ機構體制
ノ上カラ見テ洵ニ不十分デアル、此ノ際我
ガ國ノ科學技術ノ體制ヲ再編成シテ、科學ノ
劃期的振興ト技術ノ躍進的發達ヲ圖ルト共

イ、コチラノ氣心モアチラデ分ツテ吳レル
所マデ互讓精神デ行ツテ吳レルナラバ、國
ノ前途ニ光明ヲ見出シ得タトノ次第デアリ
マス

唯此ノ際食糧增產確保ニ關スル問題、科
學振興ニ關スル問題及ビ大政翼賛會ニ關ス
ル問題ニ付テノ質疑應答ノ內容ノ一端ヲ申
上ゲタイト存ジマス

先づ本月七日衆議院一致ノ決議ヲ以テ要
望シタル食糧增產確保ノ問題ニ付キ十六年
度及ビ十五年度追加豫算ニ計上セラレタル
經費ハ極メテ少額デアリマス、仍テ第一、
農業技術員ノ充實、篤農家ノ動員等ニ關ス

ル政府ノ意見如何トノ質疑ニ對シテ石黒農
林大臣ハ、此ノ二點ニ關シテハ政府ニ於テ
委員ヨリナサレタル議事進行ノ發言ニ關シ
テハ、二月八日内閣總理大臣ヨリ答辯ガア
リマシタ、而シテ今朝委員會ノ劈頭重要ナ
ル四、五ノ點ニ付キマシテ特ニ委員長トシ
テ政府ノ意向ヲ確メタノデアリマス、其ノ
コトヲ御報告致シマス、先づ最初ニ「本日總

理大臣ハ御病氣御缺席デアリ、内務大臣ガ
代ツテ答辯スルトノコトデアリマスガ、内
務大臣ハ總理大臣ニ代ツテ全責任ヲ以テ答

次ニ科學振興ニ關スル問題ニ付キマシテ
ハ、科學技術體制ノ確立ハ高度國防國家完
成ノ礎石デアルガ、豫算上又其ノ機構體制
ノ上カラ見テ洵ニ不十分デアル、此ノ際我
ガ國ノ科學技術ノ體制ヲ再編成シテ、科學ノ
劃期的振興ト技術ノ躍進的發達ヲ圖ルト共

イ、コチラノ氣心モアチラデ分ツテ吳レル
所マデ互讓精神デ行ツテ吳レルナラバ、國
ノ前途ニ光明ヲ見出シ得タトノ次第デアリ
マス

唯此ノ際食糧增產確保ニ關スル問題、科
學振興ニ關スル問題及ビ大政翼賛會ニ關ス
ル問題ニ付テノ質疑應答ノ內容ノ一端ヲ申
上ゲタイト存ジマス

先づ本月七日衆議院一致ノ決議ヲ以テ要
望シタル食糧增產確保ノ問題ニ付キ十六年
度及ビ十五年度追加豫算ニ計上セラレタル
經費ハ極メテ少額デアリマス、仍テ第一、
農業技術員ノ充實、篤農家ノ動員等ニ關ス

ル政府ノ意見如何トノ質疑ニ對シテ石黒農
林大臣ハ、此ノ二點ニ關シテハ政府ニ於テ
委員ヨリナサレタル議事進行ノ發言ニ關シ
テハ、二月八日内閣總理大臣ヨリ答辯ガア
リマシタ、而シテ今朝委員會ノ劈頭重要ナ
ル四、五ノ點ニ付キマシテ特ニ委員長トシ
テ政府ノ意向ヲ確メタノデアリマス、其ノ
コトヲ御報告致シマス、先づ最初ニ「本日總

理大臣ハ御病氣御缺席デアリ、内務大臣ガ
代ツテ答辯スルトノコトデアリマスガ、内
務大臣ハ總理大臣ニ代ツテ全責任ヲ以テ答

辯ニ當ラルコト存ジマス、近衛首相ヨリ去ル八日大政翼賛會ニ關スル御答辯ハ既ニ承ツテ居ル所デアリマスルガ、此ノ際特ニ御尋ネ致シタイコトハ、第一ハ大政翼賛會ノ性格ニ關スル點デアリマス、大政翼賛會ハ治安警察法第三條ニ該當スル公事結社ト承ツテ相違アリマセヌカ」之ニ對シ平沼國務大臣ハ次ノ如ク答ヘラレテ「私ハ先刻委員長ノ述ベラマシタル通り、内閣總理大臣ト十分協議ヲ遂ゲマシタ上、全責任ヲ以テ御答ヘラ致シマス、只今ノ委員長ノ御尋ねハ、大政翼賛會ハ治安警察法第三條ニ該當スル公事結社デアルカト云フ御尋ネデアリマス、其ノ通リデアリマス、大政翼賛會ハ治安警察法第三條ノ公事結社デアルト認メシタ、隨テ治安警察法第一條ノ公事結社ニマス」、委員長カラ更ニ問ヲ發シマシタ「只該當スルガ如キ政治活動ヲナスベキモノニアラズト確信致シマスガ、政府ノ御所見ハ如何デアリマスカ」、平沼國務大臣「治安警察法ノ第一條ノ公事結社、之ニ該當スルガ如キ政治活動ハ大政翼賛會ニ於テハナスベキモノニアラズト考ヘテ居リマス」「ソコデシタル場合ニ於テハ、政府ハ當然嚴重ニ之ノ公事結社ニ該當スルガ如キ政治活動ヲナフ取締ラルノ決意ヲ有セラルル旨ト信ズルガ、如何デアリマスカ」、平沼國務大臣

「委員長御述ベノ通り斯クノ如キ政治活動ヲ致シマシタ場合ニハ、嚴重ニ之ニ對シテ取締ヲ致ス積リデアリマス」、委員長カラ「第一ハ大政翼賛會ノ機構ノ問題デアリマス、先般來議會ニ於テ種々論議セラレタルガ如ク、中央、地方ヲ通ジ、現在ノ機構ハ、只今マデノ御答辯ノ趣旨ニ副ハザル點ノ多イノヲ甚ダ遺憾ニ存ジマス、隨テ政府ハ速カニ根本的ニ是ガ改組ヲナスノ用意ト決意ヲ有セラルコト信ズルガ、如何デアリマスカ」、平沼國務大臣「政府ニ於キマシテハ、速カニ大政翼賛會ノ改組ヲナサシムベキ所存デゴザイマス」、委員長ヨリ「第三、既ニ性格ガ明白トナリ、且ツ機構ヲ大改革セラルル決意ノアル以上ハ、其ノ人事ニ付テモ此ノ際根本的ニ大刷新ヲ斷行セシムルノ要アリト認メマスガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル決意ヲ有セラルルヤ、承リタイノデアリマス」、平沼國務大臣「政府ハ人事ニ付キマシテモ之ヲ刷新スルニ付キマシテハ十分ノ考慮ヲ拂フ積リデ居リマス」、茲ニ一言致シマスガ、後ニ他ノ委員カラ「考慮トハ如何ナルコトカ」トノ質問ガアリ、之ニ對シ「考慮トハ能ク考ヘテ斷行スル意味デス」ト答ヘラレマシタ、委員長ヨリ「第四、然ラバ機構ノ改革、人事ノ刷新ニ伴ヒ、豫算ノ實施ニ付テハ補助金額ヲ適當ニ削減

スベキモノト認メラレマスガ、政府ノ所見ヲ承リタイ」、平沼國務大臣「改組ノ結果不
是ハ不用額ト致シマシテ之ヲ使用セシメ
ザル方針デアリマス、隨テ其ノ分ニ付テ
ハ補助金ヲ交付セズ、又ハ一部返納ヲ命
ズルノ必要ヲ認メマス場合ハ、其ノ處
置ヲ講ズル心底デアリマス」、委員長ヨリ
「尙ホ大政翼賛會ノ經費ヲ地方ニ負擔セシ
メ、或ハ寄附金ヲ募集セシムルガ如キハ頗
ル弊害ガ多イト認メマスガ、政府ハ之ヲ禁
止スル意向ヲ有セラルルカ、如何デアリマ
セウカ」、平沼國務大臣「大政翼賛會ハ其ノ
性質ニ鑑ミマシテ、地方費ヲ以テ之ヲ支辨
スペキ筋合ノモノデハゴザイマセヌ、國庫
ノ助成ニ依ルベキヲ相當ト考ヘテ居リマス、
尤モ例外ト致シマシテハ、時ニ地方團體ニ
於テ大政翼賛會ノ支部ヲシテ、地方團體ノ
固有事務ノ遂行ニ協力セシムルト云フヤウ
ナ場合ガゴザイマス、斯クノ如キ場合ニハ、
之ニ要スル費用ニ限ツテ、地方費ヲ以テ補
助ヲナシマシテモ、是ハ差支ヘナイ、斯様
ニ考ヘテ居リマス、尙ホ寄附金ニ關シマシ
テハ、眞ノ淨財デアリマスレバ之ヲ受入レ
マシテモ差支ヘナイト考ヘマス、隨テ政府
ト致シマシテハ、翼賛會ニ於テ寄附ヲ受ケ
ント致シマスル場合ニハ、政府ノ承認ヲ受
ケシムルコトヲ必要トスル、斯様ニ定メル
積リデアリマス」、ソコデ委員長ハ「以上ニ

依ツテ大體政府ノ意ノ在ル所ヲ承リマシタ
ガ、只今マデノ御答辯ハ政府トシテノ言明
タルハ勿論、近衛總理大臣ニ代ツテノ御答
辯ト承リマス、而シテ近衛首相ハ内閣ノ首
班タルト同時ニ、大政翼賛會ノ總裁デアリ
マス……

〔發言スル者アリ〕

○議長 小山松壽君 田淵君ニ御注意致シ
マス

○増田義一君(續) 隨テ此ノ言責ヲ一日モ
速カニ實現セラレ、就中其ノ機構ノ改革、
人事ノ刷新ノ如キハ、全然白紙ニ還り、國
民ノ疑惑ヲ一掃シ、以テ眞ニ萬民翼賛ノ實
ヲ擧グルニ足ルベキ體制ノ整備ニ努メラレ
ンコトヲ要望致シマス」、是ニテ委員長ノ質
疑ハ終リマシタ

〔發言スル者アリ〕

○議長(小山松壽君) 田淵君ノ發言ヲ禁ジ
マス

○増田義一君(續) 本日午後質疑ヲ終了致
シマシテ、討論ニ入リマシタ、田中好君ヨ
リハ賛成ノ旨ノ發言ガアリ、江藤源九郎君
ヨリハ第三號、昭和十五年度歲入歲出總豫
算追加案ニ付テハ、大政翼賛會ニ對スル
ニ付テハ、大政翼賛會ニ對スル補助費八百
万圓ヲ三百万圓ニ削減スルト云フ修正動議
一號、昭和十六年度歲入歲出總豫算追加案
ガ提出セラレマシタガ、採決ノ結果此ノ修

正動議ハ少數ヲ以テ否決セラレ、次イデ此

ノ兩案ノ原案ニ付テ採決ノ結果、多數ヲ以テ可決致シマシタ、次ニ殘餘ノ六案ニ付キ採決ノ結果、何レモ全會一致ヲ以テ原案ノ通リ可決致シマシタ次第ゴザイマス、此ノ段御報告申上ゲマス

終リニ臨ンデ一言致シマス、此ノ空前ノ追加豫算ヲ實行セラルニ當ツテ、當局者

ハ最大ノ經費ヲ使フニ細心ノ注意ヲ以テセラレントヲ要望シテ已マザルモノニアリ

マス(拍手)

○議長(小山松壽君) 修正案ノ趣旨聲明ヲ許シマス——川崎克君

(第三號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案ニ對スル修正案(川崎克君外二名提出)

(第一號)昭和十六年度歲入歲出總豫算追加案ニ對スル修正案(川崎克君外二名提出)

(第三號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案ニ對スル修正案

(小字及一ハ修正)

(第三號)昭和十五年度歲入歲出總豫算追加案中左ノ通修正ス

豫算

昭和十五年度歲入歲出追加額ヲ歲入七拾五萬千圓歲出八百五拾萬一千七百八拾五圓ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別冊歲入歲出豫算ニ據ルヘシ

歲出臨時部

大藏省所管

第四十二款 補助費

大政翼賛會補助
歲出臨時部合計

歲出總計

歲出總計

(第一號)昭和十六年度歲入歲出總豫算追加案中左ノ通修正案

(小字及一ハ修正)

豫算

第一條 昭和十六年度歲入歲出追加額ヲ各拾壹億參千百八拾四萬九千四百貳拾參圓

○歲出追加額ヲ拾壹億貳千六百八拾四萬九千四百貳拾參圓
○ト定ム其ノ款項ノ金額ハ別冊甲號歲入歲出豫算ニ據ルヘシ

歲出臨時部

大藏省所管

第三款 補助費

第十五項 大政翼賛會補助

歲出臨時部合計

歲出總計

八一八三三〇八五三

一、一三一、八四九、四二三

之ヲ檢討ヲ致シマシテ、只今修正ノ如キ案

ニ修正致シタイコトヲ主張スル者デアリマス(拍手)

○川崎克君 私共同志ニ依リマシテ提出ヲ致シマシタ修正案ノ趣旨聲明ヲ致シタイト

存ジマス、修正案ハ第三號、昭和十五年度

大政翼賛會ノ豫算中六十五万圓トアリマス

ルノヲ、二十五万圓ニ修正削減ヲ致シマシ

テ、次イデ第一號、昭和十六年度

百万圓トアルヲ、三百万圓ニ修正セントス

ルモノデアリマス、而シテ本豫算ノ大政翼

贊會ニ對シマスル補助費ハ、大政翼賛會ノ

收入、支出ノ豫算表ニ依リマシテモ、殆ド

政府ヨリノ補助費ヲ基本ト致シテ居ルノデ

アリマシテ、此ノ運用ニ當リマシテハ、政

府トシテハ重大ナ關係ヲ持ツ内容ヲ有シテ

居リマスル太政翼賛會ノ豫算ト致シマシテ、

相當巨額ノモノデアリマスルカラ、私共ハ

斯ベキモノデナインデヤナカト云フ質問

更ヲ重ネラレテ、最後ニ其ノ性格ハ公事結
社ナリト仰セラレテ、政治行動ハ宜クナイ
憾ヲ感ジタ、此ノ問題ハ屢々政府ノ聲明ガ變
ト明確ニ答辯ヲサレテ居リナガラ、前ニ
遡ツテ大政翼賛會ノ使命ヲ説明スル文章ノ
中ニ掲ゲラタ國策ノ樹立遂行ニ付テハ、
政治ニ協力ヲスルト云フ言葉ハ依然トシテ
取消サレテナイト云フコト自體、私共甚ダ
遺憾ヲ感ゼザルヲ得ナイ(拍手)今日アタリハ
最早其ノ點ニ觸レテハ政府トシテハ御取消
シニナルベキ筋合デアツタト私ハ思ツテ居
ツタ、此ノ一點ハ洵ニ私ノ遺憾ニ存ジテ居
ル點デアリマス、一體申スマデモナク大政
翼賛トヘ、私ガ豫算委員會ニ於キマシテ指摘
致シマシタ如ク、此ノ法律上ノ根據ハ皇室
典範ニアリ、又憲法第五十五條ニ付テ憲法
義解ノ著者ノ明確ニ書イテ居ル所デアリ、
明治二十六年二月十日ニ臣僚及ビ議員ニ賜
ハリタル御詔勅ニ於テ翼賛ノ機關ヲ御説明
ニナツテ居リマスル中ニ、所謂政治ニ協賛
アル所ノ帝國議會ニ依ルニアラザレバ斷ジ
ヲスルト云フコトハ、憲法ノ條章ニ於テ輔
弼ノ責任アル所ノ内閣ノ大臣ト、立法府デ
アルモノナリト言ハナケレバナラヌ(拍手)若
シ夫レ此ノ機關ニ紛淆ヲ生ズルガ如キコト
ガアルナラバ、其ノ責任ノ所在ヲ不明確ニ

シ、其ノ統治ノ結果カラ生ズル割合體制ノ
最モ恐ルベキ消耗力ノ増加トナツテ現ハレ
ナケレバナラヌノデアル（拍手）戰時體制ノ
軌道ニ乗セナケレバ、斷ジテ其ノ目的ヲ達
スルコトハ出來ナイノデアリマス（拍手）憲
法發布ノ御勅語ノ中ニ、洵ニ畏多イコトデ
アリマスルガ勞頭ニ仰セラレテアリマス「朕國
家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮
トシ朕カ祖宗ニ承タルノ大權ニ依リ現在及將
來ノ臣民ニ對シ此不磨ノ大典ヲ宣布ス」ト仰
セラレ、洵ニ恐懼ニ堪ヘナイモノガアルノ
デアリマスガ、私ハ我が國ノ青史ヲ繙キマ
シテ、明治初年ニ五箇條ノ御誓文ヲ御發布
ニナリマシテ以來明治二十三年マデ約二十
三年ノ間、明治大帝ノ御生涯ノ殆ド半バ
ハ憲法制定ノ爲ニ御軫念遊バサレタ此ノコ
トヲ思フ時ニ、明治大帝ノ御聖德ヲ追慕
シ、又盡忠報國ノ誠ヲ致サナケレバナラヌ
ト云フ心ハ、何人ノ心ノ中ニモ湧キ返ラナ
ケレバナラヌコトデアルト思フノデアリマ
ス（拍手）世ニ動モスレバ不敬ノ言ヲナス者
ガアリマシテ、憲法ハ改正ハ出來ルト云フ
ノ必要ヲ御感ジニナツタ場合ハ「朕及朕カ
繼統ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ」ト仰セラレマ
シテ吾等臣民ハ憲法ノ改正ノコトヲニス

ヘギテナイト思ウテ居ルノニ、輕々シク期
様ナ言葉ガ發セラレルコトハ、我が國體ノ
爲ニ私ハ甚ダ遺憾ヲ感ジテ居ルノデアリマ
ス（拍手）此ノ不磨ノ大典ヲ宣布遊バサレタ
陛下ノ御趣意ヲ體シマシテ、苟クモ立法
府ニアル吾々ハ、此ノ條章ニ依ツテ過チナ
カラニコトヲ期スルコトガ、立法權ニ協贊
スル者ノ大切ナル務メデアルト思フノデア
リマス（拍手）斯様ナ見地カラ私共ハ憲法ニ
對シマスル考ヘヲ持ツテ居ルノデアリマス
ルケレドモ、特ニ日本ノ憲法ハ皆様ニ申上
グルマデモナク、欽定憲法トシテ全ク特殊
ノモノデアリマシテ、即チ國體ノ上ニ政體
ガ立テラレテ、サウシテ 天皇ノ絶対至上
權ガ憲法條章ニ依ツテ凡ユル所ニ認メラレ
テ、多數政治ノ運用ヲナシマシテモ最後ノ
御決裁ハ 上御一人ニ依ツテ御裁決ニナル
ヤウニ出來テ居ルノガ、日本ノ憲法ノ特色
デアリマシテ、此ノ特色ハ吾々日本民族ノ
淘ニ誇リトスル所デアリ、私共ノ之ヲ守ツ
テ行カナケレバナラナイコトハ、申スマデ
モナイコトト思フノデアリマス、隨テ私共
憲法問題ヲ提ゲマシテ此ノ議會デ論議ヲ致
提ヘテ論ジテ居ルノデハナイノデアリマシ
テ、此ノ憲法ノ精神ノ中ニ流レテ居ル欽定
憲法ノ其ノ尊イ國體觀念ノ其ノモノニ觸レ
テ行ク所ガアル爲ニ、憲法ニ違反スルコト
ハ、即チ國體ニ違反スルコトガ生ジテ參ル

ノテアリマス（拍手）私共ソレヲ考へテ特ニ憲法問題ヲ重要視シテ居ルノデアリマス、殊ニソレアルガ爲ニ大政翼賛會ノ機構ヲ見マシテハ、私共其ノ機構自體ノ上ニ疑ヒヲ持チ、遺憾ナ點ヲ持ツノデアリマス
大體ニ於テ其ノ機構ヲ細カニ見テ參リマスト「ド・イツ」ノ「ナチス」ノ機構ニ倣ツタ所モアリ（拍手）又共、産「ロシヤ」ノ機構ニ倣ツタ所モアリ、其ノ混血兒的出現デアルカノヤウナ感ジガサレルノデアリマス、サウ云フ機構ノ上ニ打立テラレテ居ルカノ如キ感ヲ持ツコトハ、政府ノ外ニ政府ガアツテ、サウシテ其ノ政府ノ外ニアル政府ニ指令權ヲ持ツカノ如キ機構ニナツテ居リマスコトハ全體ノ條文ナリ、主張ナリヲ御覽ニナツタナラバ明カニ分ルノデアル、或ハ之ニ對シテ、決シテサウデハナイノダ、強制力ヲ持タシテ居ルノデハナイト御説明ニハナツテ居リマスガ、先程指摘致シマシタヤウニ國策ノ樹立遂行ニ協力スルト云フコトハ、一種ノ政治的ノ力ヲ以テ政府ニ迫リ、立法府ニ迫ラントスル所ノ意味ガ其處ニ明カニ現ハレテ居ル（拍手）ソレガ即チ政治力デアリマシテ、吾々ノ如何ニシテモ承服シ難イ點デアルノデアリマス、機構既ニ然リ、其ノ内容ニ盛ラレタモノハ如何デアルカト申セバ、大政翼賛會ノ中ニアル人ガ悉ク左様

トハ申サヌ、中ニハ立派ナ紳士モアリマセ
ウ、穩健ナ主張ヲ持ツテ居ル人モアリマセ
ウ、アリマセウガ、此ノ程大政翼賛會ガ出
現シマスルト云フト、大政翼賛會ニ對シテ
批評ヲ加ヘテナラナイ、批評ヲ加ヘレバ嚴
罰ニ付スルト云フヤウナコトヲ言ツテ、恰
モ治外法權、幕府的存在ヲ明カニ致シタ（拍
手）此ノ幕府的存在ヲ明カニ致シタルガ爲
ニ、ソレガ溫床トナツテ、過激ナル思想ノ
養成所トナリシ感アルコトハ免レナイ（拍
手）本院及ビ貴族院ニ於テ既ニ指摘セラレ
マシタ佐々木某ナル者ノ恐ルベキ思想、恐
ルベキ過激ナル思想スラ、宣傳部員ノ名ニ
依ツテ東京ノ市中ニ於テ公然講演ヲセラレ
タ戦慄スベキ事實スラアツタノデアリマス
(拍手)私ハ大政翼賛會ノ中ニアリマスル人
ノ中ニハ尊敬スベキ紳士アルコトハ認メル、
併シナガラ中ニハ何人ガ認メテモ相當ニ危
険ナル思想ノ所有者ナリト認メラル人モ
ナキニアラズト言ハナケレバナラヌ(拍手)
左様ナコトハ洵ニ遺憾ナコトデアリマシテ、
ガ如キ、赤キ思想ノ宣傳ヲ企ツル如キ者ノ
是ハ改組ヲナサル機會ニハ此ノ點ニ付テ十
分ナ御考慮ニナツテ思想上ノ宣傳ヲ企ツル
セラレタイノデアリマス(拍手)而シテ單ニ
サウ云フ思想ヲ持ツノミデハナクシテ、大
政翼賛會ノ存在ハ政府ノ外ニ政府ヲ作ツタ
ヤウナ形ニナリマシタカラ、行政機關トノ
翼賛會内ヨリ根絶スルコトヲ政府ニ於テ期

間ニ摩擦ヲ生ジテ居リマス、行政機關トノ間ニ摩擦ヲ生ジテ行政機關ノ滑カナ運用ヲ碍シテ居ル、又我ガ立法府ニ對シテモ其ノ影響ガアル、外部ニ對シテハサウ云フ風デアリ、内部ニ於テハ只今申上グル如キ思想ノ持主ガアリ、ソレガ俗語デ申シマス赤ト黒トノ寄合ヒ、赤ト黒トノ寄合ヒト云フガ如キ所謂内部抗争スラ生ジテ居ルト云フコトハ(拍手)是ハ何ガ原因トナツテ居リマスカト言ヘバ、其ノ本ノ原因ハ全ク強力ナル政治性ヲ持タシテ居リマスガ爲ニ、内外ニ斯様ナ影響ヲ興ヘルコトガ多イノデアリマスカラ、翼賛會カラ強力ナル政治力及ビ所謂政治性ヲ取去ルコトガ内部ノ構成ヲ刷新スル所以デアツテ、萬民翼賛ノ實ヲ擧グル最モ捷徑デアルト私ハ考ヘテ居ルノデアリマス(拍手)左様ナ意味ニ於キマシテ、教化團體トシテノ必要ハ今日ノ場合ニ於テハ私共之ヲ認メル、其ノ團體ヲ相當働キノ出來ルヤウナ教化團體タラシムル必要ヲ私共ハ痛感ヲ致シマス爲ニ、三百万圓ノ經費ヲノデアリマシテ、何ヲ根據ニシテ三百万圓トヲ修正致シタカト云フ其ノ内容ハ、次ニ申上ゲル事情ニ依ツテ諒解ヲ請ヒタイノデアリマス

持ツト思フノデアリマス、其ノ一ツハ此ノ
経費ノ中ニ當然減ラサナケレバナラナイ性
質ノモノガアリマス、又改組ノ結果減ルモ
ノガアリマス、此ノ二ツノ意義ヲ持ツト思
フノデアリマス、先ヅ當然削減セナケレバ
ナラナイ點カラ申上ゲマスナラバ、大藏大
臣ハ豫算委員會ニ於テモ、本會議ニ於テモ
御述べニナツタコトヲ記憶致スノデアリマ
スガ、戰時ノ場合一錢一厘ト雖モ駄ナ經
費ハ支出セナイ覺悟デアルト云フコトヲ申
サレタ、私ハ此ノ決心ヲ非常ニ喜ブ、河田
君ハ多年大藏省ニ在ラレテ財政ノコトニ精
通ヲセラレテ、主計局長トシテ實際ニ各
省カラ提出シテ來ル所ノ案ヲ仔細ニ検
討セラレタ、私共ハ長イ間豫算委員會
ニアツテ、同君ガ曾テ主計局長時代細力
ク豫算ノ内容ヲ調査セラレテ居ルコトニ
尊敬ヲ拂ツタ一人デアル、其ノ人ガ今日
大藏大臣ニナツテ居ルノデアリマスカラ、
此ノ大政翼賛會ノ豫算ニ承認ヲ與ヘル場合
ハ仔細ニ検討セラレテ、一錢一厘ト雖モ苟
クモセナイ覺悟ノ下ニ承認ヲ與ヘラレタル
モノト思ヒキヤ、焉ゾ知ラン、杜撰極マ
ル此ノ大政翼賛會ノ豫算ヲ、斯クモ大膽ニ
承認セラレタコトニ對シテハ、私ハ驚カザ
ルヲ得ナイノデアリマス(拍手)何ガ故ニ私
ハ驚カザルヲ得ナイカト申シマスレバ、先
づ給與ニ關スルコトデアリマス、給與ニ關

ル給與ノ物差ヲ當デル所ノ大藏大臣トシテ
ハ、其ノ物差ノ當テ方ガ極メテ公正デナケ
レバナラヌ、偏頗ガアツテハナラヌ、偏頗
モ公正デアルト云フ所ニ物差ガ當テラレナ
ケレバナラヌ、今日下級官吏ハ物價騰貴ノ
爲ニ惱ンデ居リマシテ、之ニ對シマスル給
與ヲ改善シナケレバナラヌ必要モ起ツテ
居ル、其ノ必要ハ認識シツツモソレヲ改善
出来ナイノハ何ガ故デアルカト言ヘバ、給
與ヲ上ゲレバ低物價政策ニ反スルカラ、此
ノ見地カラ先づ今ハ低イケレドモ、我慢ヲ
シテ吳レト言ツテ、大藏省ハ當然物價騰貴
ト共ニ給與ヲ厚ウシナケレバナラヌコトモ
シナイデ居ル、本年ノ議會ニ小學校教員ノ
臨時手當ヲ殖ヤシタノハ非常ナ革斷デアツ
タノデアリマスケレドモ、是ト同ジデアル、
警察官吏ノ下級ノ者デアルトカ、或ハ市町
村吏員デアルトカ、或ハ司法省部内ニ於ケ
ル下級ノ吏員デアルトカ、又各官廳ノ下級
ノ者ニ對シテ與ヘナケレバナラヌノデアル
ト云フヤウナ要求ガアツテ、之ニ對シテモ
ハレタノデアルガ、是ハ只今申上ゲル如ク
ト云フヤウナ要求ガアツテ、之ニ對シテモ
考慮ヲ拂ハナケレバナラスト云フコトヲ言
バナラヌト云フノハ、一タビ給與ヲ永久ニ
渡スモノトスレバ、其ノ豫算ノ上ニ及ボス

關係、財政ニ及ボス關係、物價ニ與フル關係等ヲ考慮セラレテ、容易ニヤラレナインガ今日ノ情勢ナノデアル、而シテ其ノ給與ハ警部補以下巡査ノ俸給ハ平均ニシテ僅力ニ月五十五圓、市町村吏員ノ平均俸給ハ僅カニ月五十三圓、町村吏員ノ平均俸給ハ僅カニ月三十七圓、斯ウ云フ蓮給ニ甘ンジテ國家事務ノ遂行ニ任ジテ居ル、然ルニ大政翼賛會ノ給與令ニ依ルモノハ、上ハ局長ヨリ下ハ給仕ニ至ルマデノ平均シタ月額ガ百四十六圓デアルト云フニ至ツテハ、斯様ナ物差ヲ當テテ大政翼賛會ダケガ、治外法權的立場ニ於テ許サレルト云フコトヲ以テ、吏道ヲ刷新肅正ハ如何ニシテ行ハレルノデアルカ、況ヤ經理統制令ナルモノヲ發布シテ、銀行諸會社ニ對シテハ大學ヲ卒業シタ者ハ是レヽヽノ月給、是レ以上ハ與ヘテハナラヌト云フ、又判任官ハ一年以内ニ昇給ハ許サヌト云フ、サウ云フ嚴格ナ規定ノ下ニ置カレテ居ルノデアルノニ、獨リ大政翼賛會ノミガドウ云フ理由デ、ドウ云フ根據デ、斯カル高キ俸給ヲ與ヘラレルノデアルカ、吾々ハ此ノ問題ヲ指摘スル時ニ、人ニ依ツテハ三倍ノ俸給ヲ受ケテ居ル者ガアルカラ、其ノ前任地デ受ケタ俸給ト、大政翼賛會ニ入ツテカラノ俸給トノ關係ヲ、明確ニスル書類ヲ要求致シタニ拘ラズ、此ノ點ニ付テハ提出ヲ拒マレテ、出サナカツタト云フ所ニ蔽フベカラザル所ノ缺點ガアル（拍手）

若シ是ガ斯様ナ指摘シタ事實ニ誤リガナイ
ナラバ、堂々ト御出シニナツテ、吾々ノ疑
ヒヲ解クベキガ當然デアルニ拘ラズ、其ノ
擧ニ出デズシテ、表ノ上ニ於テ百四十六圓
ヲ出シ、或ハ是ハ上級者ガ多クテ、下級者
ガ少イカラ、平均率ガ高クナツタナドト云フ
ヤウナ詭辯ヲ弄シテ、之ヲ糊塗セントスルニ
至ツテハ、私ハ平素尊敬スル河田君ノ言葉
トモ今日ハ受取レナカツタ（拍手）内閣總理
大臣以下判任官ニ至ルマデノ俸給ハ、達觀
的ニ見テ年額千圓、給仕、小使ヲ入レバ
八百圓ソコヽデ、七十圓以内ニナル、地
方ニ於テハ六十圓以内デアル、ドウ考ヘマ
シテモ、倍額以上ノ俸給ヲ翼賛會ニ與ヘテ、
之ニ少シモ削減ヲ加ヘラレナカツタ所ニ、
私ハ解スベカラザル情實ガ潛ンデ居ルト思
フノデアル（拍手）殊ニ私ハ、曩ニ挺身シテ
事ニ當ルト稱シテ居ル此ノ翼賛會、其ノ翼
賛會ニ於テ事務ヲ執ルノニ、一番賛澤ナ建
物デアル東京會館ヲ借リルナドト云フコト
ハ、如何ニモ風教上宜シクナイコトデアル
ト云フコトヲ申上ゲタ（拍手）是ハ誰が考ヘ
ラレテモ、恐ラク此處ニオイデノ皆サンハ、
一人トシテ是ハ當然ナリト御認ヌニナルモ
ノハナイト私ハ思フ（拍手）斯ウ云フ指摘セ
ラレタ事實ハ、吾々ガ指摘シタ時ニ之ヲ改
メテ、豫算ノ時ニハ斯ウ云フ風ニ改善ヲ致
シタト云フコトニナツテ來ナケレバナラヌ
ノニ拘ラズ、年額二十四万圓ト云フ借家料

ヲ、少シモノ變へナイデ出シテ來タ所ニ、吾亦解スベカラザルモノガアル、是ダカラシテ修正ヲシナケレバナラナイ事情ハ、妓ニアリト申サナケレバナラナイ(拍手)ニ
本日ノ委員會ニ於キマシテ、増田委員長カラ御質問ニナツタ、此ノ質問ヲセラレタ裏面ニハ、政界ノ長老タル四參議ガ、非常ニ御心配ニナツテ、此處マデ問題ガ進ンダト云フ此ノ點ハ、私其一步ヲ進メタコトニ付テ、其ノ勞ヲ固ヨリ多謝スルモノデアリマス、併シナガラ其ノ内容ヲ見マス時ニ、改組ハスルト言フケレドモ、改組ノ内容ヲ明確ニナラナケレバ、改組ノ時期モ明確ニナツテ居ナイ、改組ノ時期ヲ明確ニセラレナイデ、ズ、改組ノ内容ヲ明確ニセラレナイデ、ウシテ私共ハ御賛成ヲ申上げラレルカ、御賛成ガ出來ナイ(拍手)如何ニ御賛成ヲ申上げタクテモ、改組ノ内容、時期ガ少シモ明確ニナラヌノニ、賛成ノシヨウガナイノデアリマス(拍手)而シテ此ノ改組ヲ致スコトニ致シマスレバ、即チ公事結社デアレバ、屢々政府ガ明言ヲ致シテ居リマス如ク、獨立ノ政策ヲ立テナイノデアル、獨立ノ企畫ヲ持タナイノデアル、ソレナラバ政策局、企畫局ト云フヤウナモノハ、全ク必要ノナイモノデアリマスカ、何時マデ考ヘテ居ツタノデアリマスカラ、何時マデ考ヘテ居ラレナクテモ、四長老ガ御心配ニナツ

タ時ニハ、此ノ位ノコトダケハ、少クトモ御明言ニナツテ然ルベキデアツタト思フノ是ハ断ジテ廢スペキモノデアルト感ジテ居ツタ（拍手）而シテ本日一松君ニ依ツテ指摘セラレマシタ如ク、憲法上、法律上ニ根據ヲ置イテ、職域奉公ノ實ヲ擧ゲシムル所ノ一大障碍トナルト云フコトニ對シテハ、政府ルナラバ、中央協力機關、地方協力機關ノハ明カニ然ラズト云フ答辯ヲ與ヘラレテナイノデアリマスカラ、是亦中央地方ノ協力機關ハ、當然廢止セラルベキモノト信ズル（拍手）是アルガ爲ニ政治行動ヲ起シ、摩擦ヲ起シ、地方ニ於ケル所ノ市町村トノ間ニ、非常ナル紛淆ノ原因トナツテ居ルノデアリマスカラ、中央地方ノ協力會議ハ、之ヲ廢スベシト云フ立場ニ於テ、豫算ヲ組ンデ参リマスト、三百万圓デハマダ少シク餘裕ガアツテ、此ノ豫算ノ中ニ六十萬圓ノ豫備費ガアリマスガ、此ノ六十萬圓ノ豫備費ヲ肯定シモテ、三百万圓デ綽々ノ餘裕アリト云フ案ガ立ツノデアリマス（拍手）斯様ナ見地ニ於テ私共ハ修正ヲ致シタノデアリマス、而シテ大政翼賛會ノ標榜タル所ノ臣道實踐ト云ヒ、職域奉公ト云フコトニ對シマシテハ、私共ハ全幅ノ贊成ヲ致スノデアリマス（拍手）先づ職域奉公ノコトニ付テハ、此ノ標榜ノ如ク政府モオヤ

リヲ願ヒタイ、軍人ハ軍人ラシク、政治家ハ政
治家ラシク、商人ハ商人ラシク其ノ職域ヲ守
ツテ責任ヲ果スト云フ所ニ、所謂職域奉公ノ
誠ヲ盡スコトノ必要ガアルコトヲ私ハ痛感
スル（拍手）此ノ標榜ノ點ニ付テハ私共全部
御同意ヲ申上ゲル、大政翼賛會ノ下意上通、
上意下達ト云コトモ、上意下達ヲスルナ
ラバ政府ガ政府ノ機關ヲ通ジテ之ヲ行フ、
下意ヲ上通スルナラバ、帝國議會ヲ通ジテ
行フ、市町村或ハ府縣會各、持ツベキ職分ニ
於テ其ノ使命ヲ果ス所ヲ得セシメテ之ヲ行
フコトガ當然デアツテ、其ノ職分ノ外ニ何
等法的基礎ヲ有ゼアル所ノ大政翼賛會方容
喙スルト云フガ如キハ、抑誤レルモノデアル
ト斷ゼナケレバナラヌ（拍手）而シテ斯様ニス

ルコトニ依ツテ譽國一致ノ體制ガ作ラレル
ノデアリマス、臣道實踐ノ實ガ舉ルノデア
ル、私ハ今日ノ時代、其ノ責任アル者方責
任ヲ痛感シテ、職域奉公ノ實ヲ全ウシ、臣
道實踐ノ實ヲ舉ゲル、此ノコトヲ果ス爲ノ
教化ニ必要ナル行動ヲナス團體トシテ大政
翼賛會ノ存在ヲ認メ、之ニ必要ナル經費三
百万圓ヲ補助費トシテ給與スルコトニ考カ
ナラヌモノデアリマシテ、是レ修正案ヲ提
出スル所以デアリマス（拍手）何卒滿場諸君
ノ御贊同アランコトヲ偏ニ希望致シマス（拍
手）

○議長（小山松壽君） 是ヨリ採決致シマス、此
先ヅ第三號、昭和十五年度歲入歲出總豫算
追加案、第一號、昭和十六年度歲入歲出總
豫算追加案、之ニ對スル川崎克君外二名提

出ノ修正案ヲ一括シテ採決致シマス、此
ノ採決ニ對シマシテハ武知勇記君外五十二
名ヨリ、記名投票ヲ以テスベシトノ要求ガ
アリマス、又川崎克君外四十六名ヨリ、無
投票ヲ以テ採決スルヤヲ決定シナケレバナ
リマセヌ、其ノ何レニスルヤノ採決ハ記名
投票ヲ以テ之ヲ決シマス、是ヨリ記名投票
ヲ行ヒマス、記名投票ヲ以テ決スルニ贊成
ノ諸君ハ白票、反對ノ諸君ハ青票ヲ持參
セラレンコトヲ望ミマス（發言スル者ア
リ）——閉鎖——議席第一番ヨリ順次投票
セラレンコトヲ望ミマス

〔各員投票〕

○議長（小山松壽君） 投票漏ハアリマセヌ
カ——投票漏ナシト認メマス——投票函閉
鎖——開匣——開鎖

〔書記官投票ノ數ヲ計算ス〕

○議長（小山松壽君） 投票ノ結果ヲ書記官
長ヨリ報告セシメマス

投票總數三百十三

可トスル者 白票 二百五十九
否トスル者 青票 五十四

〔拍手起ル〕

〔参照〕

記名投票ヲ以テ決スルヲ可トスル議員ノ
氏名左ノ如シ

安倍 寛君	淺井 茂猪君	風見 章君	菊池 良一君	岸田 正記君
淺沼稻次郎君	赤松 克麿君	北原阿智之助君	北村 文衛君	木村 正義君
井阪 豊光君	井上 知治君	木村 作次郎君	木村 淳七君	木村 浅七君
阿部 茂夫君	池崎 忠孝君	木原 七郎君	釣本 衛雄君	釣本 義道君
井坂 德久次君	石井 勝四郎君	工藤十三雄君	熊谷 五右衛門君	熊谷 直太君
板野 友造君	伊藤 東一郎君	伊藤 五郎君	久山 知之君	久山 要一君
岩瀬 亮君	今井 健彦君	伊豆 富人君	小泉 又次郎君	小池 四郎君
伊藤 東一郎君	宇賀 四郎君	稻田 直道君	小谷 節夫君	小畑 虎之助君
一ノ瀬俊民君	内田 信也君	今井 新造君	小林 絹治君	小林 邦太郎君
卯尾田毅太郎君	馬岡 次郎君	小見山 七十五郎君	河野 密君	河野 利吉君
江原 三郎君	小川郷太郎君	駒井 重次君	木暮武太夫君	木暮 武太夫君
内ヶ崎作三郎君	小高長三郎君	坂田 紅露 昭君	齋藤 直橋君	齋藤 直橋君
上田 孝吉君	大島 寅吉君	佐藤謙之輔君	佐藤洋之助君	佐藤 洋之助君
江原 三郎君	大口 喜六君	佐竹 晴記君	坂下仙一郎君	坂下仙一郎君
小笠原三九郎君	大島 唯男君	坂田 道男君	澤田 利吉君	澤田 利吉君
小野 寅吉君	太田 理一君	信太儀右衛門君	篠原 義政君	篠原 義政君
大橋清太郎君	大本貞太郎君	庄司 一郎君	島田 俊雄君	島田 俊雄君
岡田喜久治君	大内竹之助君	杉山元治郎君	助川啓四郎君	助川 啓四郎君
沖島 鎌三君	太田 理一君	清水留三郎君	末松偕一郎君	末松偕一郎君
加藤 鯛一君	大麻 唯男君	砂田 重政君	鈴木 英雄君	鈴木 英雄君
河上丈太郎君	大橋清太郎君	添田敬一郎君	曾木 重貴君	曾木 重貴君
川崎巳之太郎君	岡田 忠彦君	川崎末五郎君	高橋 圓三郎君	高橋 圓三郎君
川副 隆君	加藤 鎌五郎君	川島正次郎君	高橋 熊次郎君	高橋 熊次郎君
川俣 清音君	加藤 鎌五郎君	河上 哲太君	高橋 泰雄君	高橋 泰雄君
勝 正憲君	河上 哲太君	川島正次郎君	高田 廉平君	高田 廉平君
金光 康夫君	高岡 大輔君	片岡 恒一君	高見 之通君	高見 之通君
簡牛 凡夫君	高岡 義次君	勝田 永吉君	邦治君	邦治君
青山 憲三君	青木 作雄君	青木 精一君		
安達 謙藏君				

山本 翁吉君 山本 芳治君

(總員起立)

長谷 長次君 羽田武嗣郎君
馬場 元治君 濱地 文平君

山本 翁吉君 山本 芳治君
山元龜次郎君 山崎達之輔君

原 獄兵衛君 春名 成章君

山崎 錄二君 山道 裏一君

匹田 銳吉君 肥田 琢司君

八木 逸郎君 行吉 角治君

平川松太郎君 福井 基三君

吉田 賢一君 吉田 賢一君

廣川 弘禪君 古田喜三太君 依光 好秋君

藤生安太郎君 深澤 吉平君 渡邊玉三郎君 渡邊 健君

藤本 捨助君 松井 郡治君

渡邊 健君 渡邊 健君

本田 英作君 松尾 三藏君

山崎 錄二君 山道 裏一君

松浦 伊平君 松川 昌藏君

八木 逸郎君 行吉 角治君

松田竹千代君 松田喜三郎君

吉田 賢一君 吉田 賢一君

松永 義雄君 松村 光三君

米窪 滿亮君 依光 好秋君

松永 謙三君 松永 東君

渡邊 健君 渡邊 泰邦君

前田房之助君 前田 米藏君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

増田 義一君 町田 忠治君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

三木 武夫君 三宅 正一君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

三好 英之君 三浦 虎雄君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

三宅 信房君 宮澤 肇勇君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

水谷長三郎君 宮崎 一君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

森 肇君 村上 元吉君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

森 清君 村瀬 武男君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

森下 國雄君 森田 重次郎君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

山本 清君 最上 政三君

山崎 錄二君 山崎 錄二君

ス

○議長(小山松壽君) 右ノ結果、川崎君外
二名提出ノ兩修正案へ否決セラレマシタ――
次ニ第三號及ビ第一號ノ兩案ヲ、委員長
報告ノ通り決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求
メマス

(賛成者起立)

○議長(小山松壽君) 起立多數、仍テ兩案
ハ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ
(拍手)

次ニ第二號、昭和十五年度歲入歲出總豫
算追加案、特第二號、昭和十五年度各特別會
計歲入歲出豫算追加案、特第三號、昭和十
五年度特別會計歲入歲出豫算追加案、特第
一號、昭和十六年度各特別會計歲入歲出豫
算追加案、特第一號、豫算外國庫ノ負擔ト
算外支出ノ件

○國務大臣(河田烈君) 只今上程セラレマ
シタル所ノ昭和十四年度第一豫備金支出ノ
件外五件ニ關スル事後承諾ヲ求ムル件ニ付
キ、大體ノ御説明ヲ致シマス

○服部崎市君 日程第三ハ質疑ヲ省略シテ、
議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコト
ヲ望ミマス

一括シテ採決致シマス、六案ヲ委員長報告
ノ通リ決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマ
リ補充致シマシタ主ナル事項ハ、軍事扶助費、
警察費連帶支辨金等デゴザイマシテ、其ノ
額ハ三千万圓デゴザイマスガ、昭和十四年
勅令第六百三十二號ニ依リ、第一豫備金ヨ
リ補充致シマシタ主ナル事項ハ、軍事扶助費、

昭和十四年度第一豫備
金支出ノ件

總額ハ二千九百九十七萬餘圓デアリマス、
各特別會計ニ於キマシテモ、其ノ第一豫備
金、又ハ豫備費ヨリ豫算超過ノ支出ヲナシ
タルモノガアリマス

次ニ昭和十五年度一般會計第二豫備金
豫算額ハ八千万圓デゴザイマスガ、其ノ支
出ノ主ナル事項ヲ舉ゲマスレバ、食糧增產
應急施設諸費、臨時米穀管理施設費、企畫
院假廳金其ノ他火災應急竝ニ復舊及ビ新營
費外各種災害ニ關スル經費、農產物其ノ他
販賣斡旋制應急施設費、臨時物資販賣統
制斡旋費、轉廢業對策施設諸費、臨時家族
手當、教員臨時家族手當補助等デアリマシ
テ、其ノ總額ハ七千九百九十九萬圓デア
リマス

第三
昭和十五年度第一豫備
金支出ノ件

(承諾ヲ求ムル)

(件外)

○議長(小山松壽君) 御異議ナシト認メマス、仍テ服部君ノ動議ハ可決サレマシタ、是ニテ議事日程ハ議了致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後八時五十四分散會

衆議院議事速記録第十六號中正誤

頁 段行 誤 正
二四一 四 八 一分 一部

宣政號外 昭和十六年一月二十三日 衆議院議事速記錄第十七號

一一七一